

熱海市農業委員会

令和6年5月総会 議事録

1. 日 時	令和6年5月24日（金） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 佐藤 瑞生 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 農地転用事実確認願について 2. 特定農地貸付の承認申請について 3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 4. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5. 農地法第3条の規定による許可申請書について 6. 非農地証明申請について 7. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は7番西島さんと8番沢田さんです。議案1号農地転用事実確認願です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地転用事実確認願です。土地の所在が、下多賀、登記畑・現況宅地、面積100㎡です。許可年月日が昭和52年9月26日。使用目的が住宅。建築面積が54.19㎡、転用完了年月日が昭和53年6月30日。その他の農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	小松さん調査に行った状況はいかがですか。

小松久峰推進委員	県道の拡幅工事に用地にかかる土地になります。今現在は家が建っています。
山田 秀明議長	既に家が建っている、宅地ということですね。これについては県道の拡幅のための工事で、用地に家が建っていて、農地転用の許可を受けて家を建てたが、登記が農地のままだったので、事実確認を受けて地目を変えるということです。ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 2 号特定農地貸付の承認申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、特定農地貸付の承認申請についてです。 土地の所在が、下多賀 地目が登記田・現況畑、面積 4 1 5 m ² です。貸付協定は令和 6 年 5 月 2 日に市と結んでいます。区画数が 1 2 区画、1 区画が平均 3 4 . 5 8 m ² です。賃料が 1 区画年間平均 1 0 , 5 0 0 円です。その他が農地の区分が第 3 種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が第 2 種、用途区分が第 1 種中高層住居専用地域です。市民農園を行うための申請になります。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	沢田さん調査に行った状況いかがですか。
沢田 敏委員	問題ないと思います。
山田 秀明議長	ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。 土 地の所在が、上多賀 地目が登記田・現況畑、面積が 1 6 2 2 m ² です。転用計画の転用の目的が資材置き場。権利設定事由は譲受人が事業に使用する工事車両や、資材の置場として利用したいということです。工期が令和 6 年 1 2 月 2 0 日から令和 7 年 1 月 3 1 日。建築面積が 1 6 2 2 m ² です。権利の内容が所有権の移転。その他は農地の区分が第 3 種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第 2 種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員	ちゃんとやっている畑でもったいないですが、しょうがないですね。問題ないと思います。
山田 秀明議長	ご意見等ございますか。承認ということよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。 土地の所在が、上多賀 地目が登記田・現況雑種地、面積が138㎡です。転用計画の転用の目的が資材置き場。権利設定事由は譲受人が事業に使用する工事車両や、資材の置場として利用したいということです。工期が令和6年12月20日から令和7年1月31日。建築面積が138㎡です。権利の内容が所有権の移転。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについては農地思わなかったため分筆し舗装してしまったということで、始末書を出してもらい、県にも提出済みです。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	長津さん調査に行った状況いかがですか。
長津一男推進委員	写真のとおりコンクリートで舗装してある状況です。
山田 秀明議長	道路部分という感じですか。
事務局	分筆する前も奥の畑に行くための車の通れる通路として使っていたので、分筆しなければ問題なかった農地です。
山田 秀明議長	ほかにご意見などございませんか。承認ということよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案5号、農地法第3条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 土地の所在が、上多賀 登記田・現況畑、面積が224㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人及びその世帯員が現に所有する農地はなし。機械の所有の状況はなし。作付け作物・面積が野菜を224㎡です。農作業に従事する者が 74歳男性で会社員、農作業経験が10年。年間農作業従事日数が200日。臨時雇用労働力は

なしです。住所地からの距離は徒歩5分。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。現在は譲受人が管理しているということでした。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員

写真を見てもらうとわかると思いますが、譲受人が管理しているということできれいになっているのがわかると思います。問題ないと思います。こういう場合条件が合わないと買えないでしょ。農業やっているとか。

山田 秀明議長

個人なら買えます。

事務局

以前は下限の面積というものがあって、熱海市は1000㎡以上じゃないと新規の農地取得ができなかったんですが、全国で撤廃になりましたので面積の要件は無くなりました。熱海市は地形的に集積や集約することが難しいので、農業所得が低いとか、自家消費とかでも、やる気があるならば許可しています。

山田 秀明議長

他にご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案6号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第6号、非農地証明申請についてです。

土地の所在が、上多賀 地目は登記畑・現況原野、面積が35㎡です。耕作以外に供した年月日が不詳、耕作以外の目的に供した理由が平成30年の相続時には、既に原野の状態であった。最初は南西側の隣地の農地への進入路だったが、隣地も畑としての実体はなく通路として使用するものがいなくなったため、隣地に取り込まれる形で原野状態になっていったと思われる。農地法所定の手続きをしなかった理由は農地法に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

相磯さん調査に行った状況いかがですか。

相磯恵利子委員

50cmぐらいの細い土地で使いようがない土地でした。問題ないと思います。

山田 秀明議長

ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

【その他】

1. 畑作業について
日程調整し委員了承。
2. 自動直進アシスト機能を有する農業機械等を使用する際の農作業事故の防止について
委員に説明し了承。
3. 農作業中の熱中症対策の徹底について
委員に説明し了承。

議 長 山 田 秀 明

7 番委員 西 島 壽 雄

8 番委員 沢 田 敏